

鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第31号

鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年鈴鹿市規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
(添付図書)		(添付図書)	
第5条 省令第1条第1項、省令第23条第1項、省令第24条の3第2項第1号又は省令第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。		第5条 省令第1条第1項、省令第23条第1項、省令第24条の3第2項第1号又は省令第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。	
(1) 次の表の左欄に掲げる場合に並び、それぞれ同表の右欄に掲げる図書		(1) 次の表の左欄に掲げる場合に並び、それぞれ同表の右欄に掲げる図書	
略	略	略	略
ク 表示認定申請に係る建築物が、法第35条第2項の規定による申出を行い、認定を受けた建築	法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第	ク 表示認定申請に係る建築物が、法第35条第2項の規定による申出を行い、認定を受けた建築	法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第

物である場合	5 項又は <u>第18条第22項</u> に規定する検査済証の写し	物である場合	5 項又は <u>第18条第18項</u> に規定する検査済証の写し
ケ 表示認定申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）法第54条第1 項に基づく認定を受けた建築物である場合	低炭素法第54条第1 項に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法第7 条第5 項、第7 条の2 第5 項又は <u>第18条第22項</u> に規定する検査済証の写し	ケ 表示認定申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）法第54条第1 項に基づく認定を受けた建築物である場合	低炭素法第54条第1 項に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法第7 条第5 項、第7 条の2 第5 項又は <u>第18条第18項</u> に規定する検査済証の写し
略	略	略	略
(2)・(3) 略		(2)・(3) 略	
2・3 略		2・3 略	

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。